

令和3年 9月 7日 (火曜日)

○議事日程 (第1号)

令和3年9月7日 (火) 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問 (別紙のとおり)
- 日程第 6 特別委員会調査報告 東庄町議会改革に関する調査研究について (議
会改革特別委員会委員長) (別冊)
- 日程第 7 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 8 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度東
庄町一般会計補正予算 (第2号))
- 日程第10 議案第26号 東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定すること
について
- 日程第11 議案第27号 東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定す
ることについて
- 日程第12 議案第28号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例を制定することについ
て
- 日程第13 議案第29号 東庄ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を制
定することについて
- 日程第14 議案第30号 令和3年度東庄町一般会計補正予算 (第3号)
- 日程第15 議案第31号 令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算 (第
1号)
- 日程第16 議案第32号 令和3年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正
予算 (第1号)
- 日程第17 議案第33号 令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第18 議案第34号 令和3年度東庄町水道事業会計補正予算 (第1号)

- 日程第19 議案第35号 令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正
予算（第1号）
- 日程第20 認定第1号 令和2年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第2号 令和2年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第22 認定第3号 令和2年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について
- 日程第23 認定第4号 令和2年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算
認定について
- 日程第24 認定第5号 令和2年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入
歳出決算認定について
- 日程第25 認定第6号 令和2年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第26 認定第7号 令和2年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算
認定について
- 日程第27 認定第8号 令和2年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算
認定について

日程第28 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

- 1番 越川良男君
2番 柳堀忠君
3番 桜井莊一君
4番 土屋光正君
5番 宮澤健君
6番 佐久間義房君
7番 板寺正範君
8番 花香孝彦君
9番 大網正敏君

- 10番 城之内 一 男 君
- 11番 高 木 武 男 君
- 12番 鈴 木 正 昭 君
- 13番 土 屋 進 君
- 14番 山 崎 ひろみ 君

○欠席議員

な し

○出席説明員（13名）

- 町 長 岩 田 利 雄 君
- 副 町 長 金 島 正 好 君
- 監 査 委 員 平 山 茂 君
- 総 務 課 長 向 後 喜一朗 君
- 町 民 課 長 伊 藤 雅 晃 君
- まちづくり課長 鈴 木 秀 樹 君
- 健 康 福 祉 課 長 池 田 聡 子 君
- 会 計 管 理 者 渡 辺 佳 則 君
- 病 院 事 務 長 寺 嶋 利 和 君
- 農業委員会事務局長 堀 江 弘 之 君
- 教 育 長 五十嵐 正 憲 君
- 教 育 課 長 多 田 克 己 君
- 生涯学習担当課長 前 田 泰 孝 君

○出席事務局員（3名）

- 事 務 局 長 笹 本 忠 男
- 次 長 堀 江 香 澄
- 副 主 査 高 橋 大 助

(午前10時00分 開会)

議長（山崎ひろみ君）

おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和3年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番 花香孝彦君、5番 宮澤健君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、宮澤健君。

5番（宮澤 健君）

令和3年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る8月31日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案20件、その他2件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月17日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は2人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、特別委員会調査報告を行います。続いて、議案の審議に入る前に選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。次に、同意第2号を上程し、採決を行います。その後、承認第3号を上程し、質疑・採決を行います。続いて、議案第26号から議案第35号までを順次上程し、質疑・採決を行って延会といたします。

第2日目の9日には、認定第1号から認定第8号までの令和2年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。続いて、監査委員からの審査報告を受け、お手元の委員会付託表のとおり詳細な審査を予算決算常任委員会に付託した後、休会の件を諮り、散会とします。

第3日の9日から16日までは休会としまして、この間、9日、10日、13日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日の17日は、時間を午後2時30分に繰り下げて、本会議を開催しまして、認定第1号から認定第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って、閉会とします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月17日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から9月17日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、6月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、令和3年6月1日から8月31日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますが、1ページ目、庶務関係で、7月21日に表彰条例による表彰を行いました。今回は、町にご寄附をいただいた5団体を善行表彰させていただきました。

同じく庶務関係で、7月26日に第2回行政協力員まちづくり会議を開催し、町民視点による地域の課題解決に向けた意見交換を行いました。また、同日に銚子地方気象台から講師をお招きし、防災情報の利活用についてを議題に東庄町防災研修会を開催しています。

次に、下段の企画関係でございますけれども、8月2日に知事による現地視察及び市町村長との意見交換が行われました。熊谷知事が来町されまして、国道356号小見川東庄バイパス及び県道下総橋停車場東城線バイパスを視察し、その後、役場で意見交換を行いました。

次に、町民課の関係であります。3ページ目の賦課徴収関係で、令和3年度町県民税等の納税通知書等を記載のとおり発送いたしました。町税は町の財源の根幹をなすものでありますので、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、6ページ目、中段、国民健康保険関係でございますけれども、特定健康診査を6月9日から22日までの間、12日間行っており、30歳から74歳までの方が受診をされております。

次に、健康福祉課の関係ですが、9ページ目、下段から10ページ目にかけて、コロナワクチン接種事業で、基礎疾患のある方や16歳から64歳までの方に接種券を順次発送いたしました。なお、8月29日現在、接種済みの方ですが、1回目終了者が6,512名、2回目終了者が5,366名となっています。

また、ページ中段、子ども医療費・高校生医療費対策事業として、6月から8月支払い分の実績を記載しております。この制度は、子供達の健全な育成と子育て世帯の負担軽減に寄与しているものと考えております。

次に、12ページ目、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、デイサービスセンターの活動、利用状況を記載しております。引き続き、子育て支援、老人福祉施策はもとより、町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、まちづくり課の関係でございますけれども、13ページから建設関係で、排水整備工事等13件の工事と、14ページになりますが、測量業務等の10件の委託業務を契約いたしました。また、下段の公園関係で、公園等維持管理業務委託2件を契約いたしました。

次に、16ページ中段の商工観光関係でございますけれども、工業団地除草作業業務の委託業務を契約いたしました。

次に、17ページ上段、水道関係でございますけれども、配水管布設工事など、業務委託3件を発注いたしました。

最後に、18ページ中段、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均、それぞれ46.52人と92.03人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

教育長、五十嵐正憲君。

教育長（五十嵐正憲君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、19ページ、1項目めの教育委員会関係でございますが、定例の委員会を3回、記載のとおり開催いたしました。

次に2項目めの学校教育関係（1）諸会議でございますが、長期欠席児童・生徒対策委員会を民生・児童委員、小中学校生徒指導担当者にお集まりいただき、長期欠席児童・生徒の対応等について意見交換を行いました。不登校になってしまう児童・生徒が一人でも少なくなるように個々の状況を把握して、サポートしてまいります。

続いて、中段から20ページにかけての（3）契約関係では、こども園の契約を1件、小学校の契約を5件、中学校の契約を7件、小中学校関係を2件、合計15件の改修工事等の契約を締結いたしました。この中の小中学校ICT支援業務では、ICT教育の幅広い活用を目指して、支援員を小中学校に配置いたしました。

また、20ページ、上段にあります東庄小学校運動場整備工事によって、これまでの小学校の松風広場の砂ぼこりが解消されると考えております。

20ページ、下段の（4）指定寄附では、かとり農業協同組合様より学習教材として、「農業とわたしたちの暮らし」の冊子を5年生児童分と教師用冊子、DVD

の寄附を頂きました。

21ページ、上段の(5)その他でございますが、東庄中学校は新型コロナウイルス感染防止のために6月21日、22日の2日間、臨時休校いたしました。

続いて、3項目め、生涯学習関係の(1)(2)の社会体育事業、公民館事業を記載のとおり行いました。特に社会体育事業では、東京2020オリンピック・パラリンピック関係の事業として、3段目の7月2日に幕張メッセで行われたオリンピック聖火リレー、点火セレモニーには大木戸在住の高橋邦彦さんが本町を代表して参加いたしました。その他の記載の事業につきましても新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で実施いたしました。

(3)契約関係では、入札により、東庄町民体育館高天井照明器具交換工事の契約を締結いたしました。

最後に、21ページ、下段の5項目め、学校給食センター関係では、6月1日から7月末までの給食日数は34日で、総給食数は3万3,916食でした。

22ページの諸会議ですが、7月19日に小学校・中学校の給食主任の参加で、給食主任者会議を実施いたしましたが、第1回学校給食センター運営委員会は書面表決で行いました。

コロナ禍の中ではありますが、学校教育、生涯学習事業、給食センター関係など、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に行うと共に、感染状況等を見ながら実施していきたいと思っております。

以上で教育委員会の行政報告を終わりにいたします。よろしく願いいたします。
議長（山崎ひろみ君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

9番、大網でございます。早速ですが、質問に入らせていただきます。

質問事項1、財務書類について質問をいたします。

地方公共団体の厳しい財政状況の中で財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすと共に、財政の効率化、適正化を図るために現金主義・単式

簿記による予算決算制度を補完するものとして財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資産収支計算書）の開示が推進されております。

発生主義・複式簿記を採用することで、現金主義・単式簿記だけでは見えにくい減価償却費、退職手当引当金といったコスト情報、資産・負債といったストック情報の把握が可能になります。また、発生主義・複式簿記による財務書類を作成し、開示することにより、減価償却費等を含むコスト情報、ストック情報が「見える化」され、住民や議会への説明責任をより適切に果たすと共に、財政マネジメント等へ活用していくことが期待されております。

統一的な基準では、固定資産台帳の整備を前提としているため、資産の情報を網羅的に把握することにより、公共施設マネジメント等への活用も期待されております。

質問要旨 1、財務書類の活用についてお聞きいたします。

平成 29 年 10 月 27 日、「総務省自治財務局財務調査課」のホームページで、地方公会計の活用状況について報告されました。それでは、東庄町ではどのような状況かお聞きいたします。

財務書類等の情報を基に、各種の指数を公表しましたか。施設別、事業別の行政コスト計算書を作成したか。固定資産台帳の情報を基に将来の施設更新必要額の推進を行ったか。財務書類や固定資産税台帳の情報を公共施設等総合管理計画、または個別施設計画に反映したか。決算審査の補助資料とするなど、議会における説明資料として活用したか。簡易に要約した財務書類を作成するなどをし、住民に分かりやすい財務状況を説明したか。財務書類等の情報を基に市場公募債の説明会において財務状況を説明したか。財務書類や固定資産台帳の情報を基に PPP、PFI 事業の提案募集を行ったか。

以上、それぞれの場面でどのような活用が行われたかお聞きいたします。

質問要旨 2、財務書類の作成についてお聞きいたします。

公会計基準の一般原則の正規の簿記の原則で、公会計は複式簿記による財務会計システムに基づいた体系的な記帳方法により、正確な会計帳簿を作成し、各財務諸表間の有機的整合性を取らなければならないと規定されております。

それでは、一般会計等の歳入歳出データから、複式仕訳を作成する必要とする時は、原則として取引の都度伝票単位ごとに仕訳を行う日々仕訳と、日々の取引の蓄

積を期末に一括して仕訳を行う期末一括仕訳とが考えられますが、東庄町ではどのような仕訳を行っているのかお聞きいたします。

次に、固定資産は地方公共団体の財政の極めて大きな役割を占めるため、地方公共団体の財産状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。

そこでお聞きいたします。固定資産台帳の整備は完了しているかお聞きいたします。

また、正規の簿記の原則により、各財務諸表間の有機的整合性を取らなければならないと規定されておりますが、流動法により作成されなければ正規の簿記の原則に従って作成された財務書類とは言えません。

そこでお聞きいたします。財務書類の作成手順をお聞きいたします。

更に、財務書類4表の他に収支計算書について、行政コスト計算書、純資産変動計算書をあわせ、東庄町独自の財政書類を作成し、収支計算書を勘定式で新たな方法で作成する考えがあるかお聞きいたします。

続きまして、質問事項2、水道事業の課題についてお聞きいたします。

東庄町過疎化地域対策持続的発展計画（案）などにおいて安全でおいしい水を定期的に供給するため、当町では東総広域水道企業団から黒部川を水源とする浄水の供給を受け、2ヶ所の配水場施設から各家庭へ給水を行っている。上水道供給施設に対しては、東日本大震災においても町施設に被害がなく、供給体制を維持し、供給元の復旧後、給水が出来ている。今後も上水道の水質と安全性、安定供給を確保するための取組を継続していく必要がある。

しかし、平成28年度策定の「水道施設耐震化計画」により、一定の年数が経過した配水管の更新整備を順次行っているが、耐用年数の40年を超える老朽管の工事が課題であります。

また、現在の水道事業では、給水原価が供給単価を上回っており、その不足額は毎年町の予算から補填されています。人口減少に伴う水需要の減少の中、老朽化による施設の更新も含めた水道事業の経営の安定化を図るためには、適正な料金水準への移行や更なるコスト削減策の実施に取り組む必要がある。将来的には近隣の水道事業者との統合も視野にした体制の検討も必要となる。以上のように記載されておりますので、お聞きいたします。

質問要旨 1、人口の減少、管路更新率の低下についてお聞きいたします。

平成の時代になってピークの1万8,000人から徐々に人口が減少する中、給水収益の減少と未整備地区の配水管の整備についてどのような対策を検討しているのかお聞きいたします。

次に、質問要旨 2、耐震対策工事や耐用年数を経過する構築物についてお聞きします。

構築物の老朽化の状況で、有形固定資産減価償却率は78.25%で、将来の構築物の更新等が必要に迫っていると思われまます。どのような見解かお聞きいたします。

質問要旨 3、経営指数についてお聞きいたします。

財政諸表等の指数を有益な情報に変換し、経営改善の目標になり得ます。従って、経営指数を活用すると現状と目標の乖離が明確になるので、経営改善の精度が高まり、効率かつ効果的に業績改善を推進することと思われまますが、経営指数についてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わりにします。次回から自席にして質問いたします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

大網議員のご質問にお答えをいたします。

質問事項 1、財務書類についての質問要旨 1、財務書類の活用について、お答えいたします。

なお、回答については、財政の専門用語や各種の書類名、資料名があり、専門的な内容等もあるかと思いますが、ご容赦をお願いいたします。

財務書類につきましては、総務省より平成29年度までに統一的な基準による財務書類を作成するよう要請があり、当町でも平成28年度決算分から統一的な基準による財務書類を作成しております。新地方公会計制度は、発生主義・複式簿記といった民間企業の会計手法を取り入れ、資産や負債、資金の流れなどの財務状況を明らかにするものです。統一的な基準の導入により、他団体との比較が容易になります。

現在、当町では、財務書類を作成、報告した後、町ホームページにて公表をして

おります。令和元年度分につきましては、令和3年6月に町議会に報告し、同月に町ホームページで公表しており、決算認定より9ヶ月遅れての報告となっております。これは連結財務書類の作成に必要な一部事務組合の財務書類の送付の時期が影響しております。財務書類の公表内容は、町議会に説明したものと同一ものを公表しております。

なお、各種指標については、町ホームページで地方財政状況調査を基にした財政状況資料集を公表しており、財務書類に基づいた資料については掲載しておりません。

この財政状況資料集は、総務省が各調査で重複しているデータを整理し、より有用な財政情報の開示に資するため実施しているもので、各市町村で公表しております。

具体的な財務書類の内容ですが、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類を作成しております。一般会計等財務書類では町の一般会計のみを、全体財務書類では一般会計、特別会計、公営企業会計を合算したものを、そして連結財務書類は全体財務書類に加入している一部事務組合を合算したものとなっております。それぞれの会計ごとに行政コスト計算書を含む各表を作成しております。

財務書類の活用としては、町の財務状況の特徴を確認するにとどまっており、財務書類や固定資産台帳を活用した計画の策定や、将来の施設更新必要額の算定の参考にするということには至っておりません。

また、市場公募債は発行した実績がございません。

PPP・PFI事業の提案事業を行った実績はございません。

続きまして、質問要旨2、財務書類の作成についてお答えいたします。

一般会計等の財務書類の作成は、期末一括仕訳で行っており、固定資産台帳については、同時期に毎年、更新作業をしております。財務書類の作成手順ですが、決算認定の後、総務省から示された統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿い、期末一括仕訳を行います。これは歳入歳出データについて資金仕訳変換表の例に基づいて一括で変換するもので、現金取引に限定されています。

この仕訳において一部で複数の仕訳候補が存在することや勘定科目が特定出来ないものがあるため、別に仕訳を行うものもございます。

また、非資金仕訳として、減価償却処理や各種引上金などの仕訳を行います。

これらの作業を行うことにより、財務書類を作成しております。統一的な基準による地方公会計については、総務省より示された様式及びマニュアルに基づき作成しており、独自の計算書等を作成する予定はございません。

また、令和2年度決算分の財務書類の作成から民間業者による作成支援を受ける予定としております。作成支援を受けることにより、正確かつ分かりやすい財務書類を作成することが出来、かつ財務書類の完成を早めることが可能になると考えております。

今後は、これらの財務書類につきまして速やかに作成し、それを活用した財務活動などが出来るように努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、大綱議員の質問事項2の水道事業の課題についてお答えをします。

まず、質問要旨1の人口減少に伴う給水収益の減少と未整備地区の配水管の新設についてお答えをします。

議員のご指摘のとおり、人口の減少に伴い、水需要が減っていけば給水収益が減少していきます。過去10年を見ると、給水人口は減っていましたが、給水量が増えていたため給水収益も増えてきました。しかし、人口減少に伴い、給水収益が減ってくる場合は水道料金の改定を視野に入れる必要があると考えております。

また、配水管の未整備地区は、現在ほとんどないため、新規新設については特に計画はございません。

続きまして、質問要旨2の耐震対策工事や耐用年数を経過する構築物等についての質問にお答えいたします。

まず、耐震対策についてですが、平成17年度に東庄町新堀配水場の高区配水池、低区配水池、電気計装室と小南配水池の耐震診断を行いました。

耐震診断の結果、新堀配水場の低区配水池と小南配水池が耐震性が低いという判定がされました。そのため、新堀配水場の低区配水池については、令和元年度から2年度にかけて更新工事を行いました。その他、新堀配水場のらせん階段の更新や電気計装室の屋根の修繕などをやりました。

小南配水池についても、耐震基準を満たすような配水池の補強、もしくは更新計画を検討する必要があると考えております。

続きまして、耐用年数の過ぎる構築物についてですが、議員がおっしゃるとおり耐用年数の40年を過ぎる配水管が令和4年度から出てまいります。そのため、令和元年度から新堀配水場付近から東庄病院までの重要管路の耐震性のある配水管に更新工事を進めており、令和4年度からは補助金を利用して実施する予定です。

また、新堀配水場から役場、公民館までの重要管路も整備していく計画がございます。

その他の配水管の更新計画についても、実施していく必要があるため事業をスピードアップしていくための体制づくりも必要と考えております。

最後に、質問要旨3の経営指数の活用についてお答えします。

議員のご指摘のとおり、水道事業を健全に運営するためには、指数や指標を活用した経営分析が必要です。千葉県では、県下の水道事業からの決算統計等のデータを基に各水道事業者の経営比較分析表を作成しております。この経営比較分析表には、経営の健全性、効率性と老朽化の状況など、11項目の指標を用いて分析しております。この分析表は、千葉県のホームページからどなたでもご覧になることができます。東庄町でもこの分析表を活用して事業を行っております。

私の答弁は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

財務書類の中で計数、指数です、それを発表したかという質問でした。一応、ホームページで回答しているとの回答でしたが、そのホームページで公表しているのは1年半後という形になると思います。それでよろしいでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

令和元年度の財務書類を本年6月に公表しております。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

そうするともう大分遅くなってしまいますので、計数が過去のものという形になってしまいます。なぜそれだけ必要かという、今の町の状況がどうなのかというのを指数で体系的に分かるので、どうしてもそういう指数が欲しいなど。決算、もしくは予算を行う時にその体系を見るために指数をちょっと調べてもらいたい、発表してもらいたいということです。

続きまして、施設別、事業別の財務書類は作成していますかという話なんですが、これはしていないという回答でよろしいのでしたよね。お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

各特別会計、企業会計ごとの財務書類は作成しております。施設ごとの財務書類については、必要性を含め、検討してまいりたいと思っています。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

財務書類を作っているということなんですけれども、財務書類、イコール、バランスシートとかコスト計算書等は作っていないのかなど。私はまだ個別のバランスシート及びコスト決算書は見えてはいませんで、出来たらそういうのを作成すべき、各事業別に作成出来るものならするべきだと思うんですが、どうでしょうか。お願いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

施設ごとの財務書類につきましては、必要性を含め、今後、検討してまいりたいと考えております。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

必要ということで、お願いします。

固定資産台帳について、では聞きます。固定資産台帳はどのような形で開示しているのかお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

固定資産台帳については、現在、公表はしていませんが、必要があれば固定資産台帳のデータベースを提供することは可能となっております。今後、公表に向け、検討してまいります。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

出来るようになったら開示するというので。それでは、今回の、次回なんですけれども、決算審査等が行われます。そのためには、やはりどうしても予算に間に合う、決算に間に合うような資料を作ってもらいたいということなんです。これは今の現状では間に合わないということによろしいんですね。お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

令和2年度分から作成業務支援を予定しており、今後、作成時期を早くすることが出来るかどうかを協議しながら進めてまいります。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

あと財務書類を住民に対してどのように公表しているのかということで、出来た時点でホームページで開示をするというふうに考えてよろしいですね。

それでは、作成についてちょっとお伺いします。

先程、記帳の仕方で一括仕訳をするという回答でしたが、私の考えなんですけれども、各課でそれぞれ仕訳を行い、それを一括でやるにしても、各課内で仕訳をして、それを集めて総務で全部を収集して合計表を作る、そのような形は取れませんですかね。そうすると時間の短縮になると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

一括仕訳を各課で仕訳するように変更出来ないかというご質問です。

財務システムの改修と各担当の簿記の知識が必要になってくるので、現段階での導入は難しいものと思われまます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

分かりました。出来たら、そのようにすると時間の短縮にもなるし、早く財務書類が出来るんだと私は考えております。

続きましては、固定資産台帳の整備についてお伺いします。

ちょっと私、分からない部分がありまして、物品の計上は50万円以上は資産計上、修繕費は資本支出の60万円以下となっているんです。この50万円と60万円の差というのは、私にはよく分からない部分なんですけど、説明出来たらお願いしたいと思います。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

総務省が示している資産評価及び固定資産台帳整備の手引に資本的収支と修繕費の区分について示されておりまして、総務省が示した金額としております。

なお、総務省では、法人税基本通達、第7章第8節の例示をもとに修繕の金額については60万円未満としているということでございます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ちょっといまだに、説明を受けたんですが分からないので、後でゆっくり教えてもらいたいと思います。

それでは、各明細書の作成についてお伺いします。

各明細書の残高計算は、収支を引いた差引金額で掲載して、残高だけ合わせているような形を取っております。私はそうでなく、総額主義でやって、全ての収入と全ての支出を、引いた後の残高と聞いたと思います。そうでないと、どう処理をしたかというのが分からなくなってしまうと思うんですが、今後、総額主義で計上するという方向はないでしょうか。お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議員が指摘されているのは、引当金の明細について言われているものと思いますが、可能な限り増減額を明記したいと思います。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

はい、分かりました。では、なるべくお願いをします。

それと、なぜこれだけ言っているかということ、どうしても早くこういう議会に財務書類を公表してもらいたいということで、どうすれば早く発表出来るかということで、私なりにちょっと考えて、こうやればいいんじゃないか、ああやればいいんじゃないかということで質問させていただきました。

理由としては、なぜこれだけ議会が財務書類を必要としているのは、収支決算書では平面的な形しか見えていないんです。それを財務4表で、今度は立体的に見えるというか、側面から見ることによって立体的に見えてきます。そして、指標で、その今度は体系が浮かんできます。そのために、どうしても早く財務4表を作成し、指標を公表してもらいたいということで、これは要望でございますので、是非そのようにかじを取ってもらいたいと思います。

それでは、続きまして、水道事業の課題について、2回目の質問をいたします。

最初に、給水人口は減ったということで、給水量は増えている、人口は減ったけれども、給水量は増えているということで、給水収益も増えてきた。減少に伴い、給水収益が減少の場合は、料金の体系を視野に入れる必要があるという回答でよろしかったと思います。

そこで、固定費の負担はやはり一番大きいのかなと思いますので、水道事業の経営政策に悪い影響を及ぼす固定費を削減出来るかどうか、その辺ちょっとお聞きいたします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

ご質問の固定費の削減についてですが、令和2年度の決算では、収益支出の約64%が東総広域水道企業団からの受水費が占めております。その受水費は固定費である基本料金と使用水量に応じた使用料金となっておりますが、受水費の大部分は基本料金で占めているものです。

現在、東総広域水道企業団では、令和元年度から13年間程度をかけて送水管の更新工事を計画しているため、基本料金の見直しは難しいと考えております。

また、町も配水管等の更新工事を実施するには、職員の配置体制等も検討する必要があると予想されるため、固定費の削減は厳しい状況ですが、経費削減については引き続き努力してまいりたいと思います。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

続きまして、新規の配水管の整備。特に計画はないということでよろしいんでしょうか。新しいお客さんがいる場合には、やはりある程度、無理してでも新しい配水管を作るべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

議員のご指摘のとおり、新しい住宅地が出来るなど需要がある場合は、新規の配水管の布設も検討いたします。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

それと耐震が乏しいとされた施設構築物を修繕していくという回答でした。財源はどのような財源というか、補助金を一応期待しているのか。町が全部、町債で補うわけではないと思いますので、何を財源を考えているのかお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、補助金についてご説明いたします。

現在、厚生労働省では病院や避難所などの災害時の重要拠点への耐震管での更新事業に対する補助事業があります。町としても利用できる補助事業は活用したいと考えておりますが、独立採算制を求められる企業会計である水道事業については、ほとんど補助事業がないのが現状でございます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

財源がないということは、その分、常に修繕していくのがベストなのかなと私は考えます。従いまして、常に修繕をしながら新しい配水管ですか、それを保っていくという方法がいいのかなと思いますが、いかがですか。1回、一気に改修するのではなく、常に修繕をしながら新しい配水管を保っていくという方法はいかがでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

議員のおっしゃるとおり、全ての配水管の更新事業を行う場合、莫大な費用がか

かるため、事業を平準化して実現可能な計画を作ることが大切だと考えております。
以上です。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

はい、分かりました。

それでは、経費節減について、千葉県で水道事業者のデータを基に経営分析表を
発表しておりました。その中で、県の意見がありますので、先程質問したことで被
ってしまうかもしれませんが、質問させていただきます。

経営健全性、効率化について意見がありました。累積欠損金がないことから経営
状態は良好であると言えます。経営収支比率、流動比率、料金回収率は類似団体の
平均を上回っておりますが、経営費用に占める受水費の割合が65.3%と高く、
経営を圧迫しており、千葉県や町一般会計からの補助金を受けているためです。ま
た、企業債残高対給水収益比率については、類似団体に比べ企業債残高が少ないと
言える反面、施設の老朽化が進んでいるともあります。更新時期が迫っております
ということで、千葉県の意見があります。

それから2番目、老朽化の状況についてもありました。現在、経年管はないもの
の、有形固定資産減価償却率は類似団体の平均を超えていますが、有収率を見ます
と類似団体の平均を上回っており、漏水等の無収水量が少ない良好な状態にありま
すが、今後は更新を検討しなければなりません。また、施設の老朽化に伴い今後修
繕費が増加することを見込まなければなりません。

以上のように県の意見が記載されておりました。これについて町ではどのように考
えているかお伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

千葉県の分析したとおり、現在の経営状況は概ね良好と考えておりますが、今後
の人口減に伴う、給水収益の減少や老朽管が増えていく関係で、厳しい経営になっ
てくると認識しております。そのため中長期的な国の視点で配水施設の長寿命化な
ど、トータルコストの縮減や平準化する計画の作成が重要だと考えております。よ

ろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

分かりました。将来、継続してこの安心、安全、そしておいしい水を供給してもらうためには、申し訳ありませんが、皆さんの努力と我々も一生懸命頭を使いますので、どうか継続して水道事業をお願いしまして、要望としまして、一般質問を終わりにさせていただきます。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、大網正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午前11時05分とします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時05分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

質問事項1、新しい東庄のために。

今、世の中、物すごいスピードで変革が起こっています。明治時代、世界の産業革命の波が日本にも押し寄せてきました。蒸気機関の発明により鉄道の動力や工場等の動力として利用され、様々な現場において、その生産性は大幅に向上しました。今もいろいろな分野で進化し続けています。

鉄腕アトムの中に出てくる人形ロボットは、すごいと思っていましたが、あれは漫画の世界のことで、出来ることはないと思っていました。しかし、今の人形ロボットは、空を自由に飛ぶことは出来ていませんが、話すことも手足を自由に動かすことも出来ます。身近なところでは、自動車やコンバイン等の機械も、機械としての魅力は十分に備わっていますが、安全な運転が出来るように半導体とセンサー、そしてモーターを組み込んだ製品は年々進化し続けています。

一方、政治の世界では、さきの大戦までの間に日本人は何百万人もの貴い命を落

としました。選挙で選ばれた人達が国会で賛成してしまった結果、戦争へと突き進んでしまいました。国民は一刻も早くやめてほしいと思っても、止めることは出来ないのです。形式上は民主国家のはずが、専制政治そのものです。現在の国会の様子を見ると、これでは民主主義国家とはとても言えません。議事録や文書の改ざんや都合の悪いところは黒く塗り潰して開示していますが、到底納得出来るものではありません。

他方、民間会社では、組織改革と技術革新を一段と進め、世界へと羽ばたくのが見て取れます。民間での変革のスピードの速さに比べて、行政における変革のスピードの遅いのが目につきます。

そこで伺います。新しい東庄のために町はどのように考えていますか。本町においては、高度経済成長と共に人口も増えて、順調に来ましたが、近年は人口減少が著しく、この先が心配になります。新しい東庄のためには、三つの改革が必要かと考えています。

要旨1、行政改革について。

今の国会や内閣を手本にしているようでは、本町の発展は望めません。町民の代表として選ばれた議会において熟議を重ねることが一番大事なことではないでしょうか。先般、議会が行ったアンケート調査によると、町民の意見が町政に反映されていないと思っている人は50%ぐらいになっており、議会も行政も良く評価していただけないのではないのでしょうか。町民の声が行政に反映されていないということは、行政改革の第一に取り組まなければならないことだと思います。町はどのような認識でしょうか。伺います。

要旨2、教育改革について。

農は国の基と言われていますが、教育は町づくりの基であろうかと思えます。新しい町づくりにおいては、人材が大事だということでしょうか。これから先、東庄町を牽引する人を育てなければなりません。

一方、国や世界を目指して羽ばたこうとする人にも目を向けなければなりません。教育の重要性は益々高まってきておりますが、本町における教育改革はどのように進めますか。お伺いいたします。

要旨3、農業改革について。

昭和21年から始まった農地改革により、地主制度は廃止され、皆、自作農にな

り、以前より経済的に豊かになりました。高度経済成長により兼業農家が目立つようになり、農業収入よりも兼業での収入の方が多くなり、離農する農家も多く、専業農家はごく少数となりました。耕作放棄地の一部地域では20%を超えているところもあります。先人達が苦勞して切り開いた農地は大切にしたいものです。農は国の基と言われるように大事にしなければなりません。後継者が極端に少ないことが問題です。苦勞した割に収入が少ないことや、危険、きつい、汚いと言われる農作業は、若者には嫌われる要因ではないでしょうか。いろいろな問題を抱える農業問題は、真剣に取り組まなければなりません。本町における農業改革は待ったなしです。農業改革について、町の考えをお聞かせください。

質問事項2、公園の役割について。

日本人は昔から自然の景観や風景に安らぎを感じていますが、自然の景観や里山の風景が土台となり、草花等の植栽をするとみんなが楽しめる公園が出来ます。きれいな公園には昆虫などが花の密に集まるように人々を引きつけます。公園の適正な管理は生物の多様性や温室効果ガスの吸収等の地球環境への貢献もあります。

公園は、自然の縮景であり、人々は安らぎを求めて園内に生息するいろいろな動植物に触れることで、環境や科学の学習が楽しく出来るようになります。その時代と共に変わる町民からの公園に対する要望に対して、的確に対応することが求められているのではないのでしょうか。教育委員会は、公園の役割について、どのように認識していますか。考えをお示しください。

要旨1、生物多様性の保全について。

地球上に約3,000万種とも言われる生き物は、互いに結びついて、バランスを保っています。人類もこの地球の生態系の一員です。そうした種の多様さや食べ物等が人々の暮らしにもたらす恵みが生物多様性と呼ばれています。世界的な人口増加や開発で、生物の絶滅速度は急激に拡大してきています。

今回の東京オリンピックにおいても、多様な人種、肌の色、性別、言語、宗教によるいかなる差別も受けないとしています。生物の多様性の保全は、差別のない人間社会の実現と互に通ずるところがあります。

このことについて教育委員会はどのように考え、認識されますか。お伺いたします。

要旨2、自然から学ぶ教育現場。

動植物達が進化する歴史の中で身につけてきた知恵や能力を、自然の循環を科学の視点から見つめ直し、物づくりや暮らしに生かされています。例えば、ミツバチの巣作りの特性として、ハニカム構造があります。丈夫で軽いということで、飛行機の翼にも利用されています。

動植物から精製、開発された医薬品はいくらでもあります。子供達にとって公園は草花や樹木を見るだけでなく、自然から学ぶ絶好な教育現場だと思います。教育委員会におかれましては、公園の活用についてどのように認識していますか。お問い合わせいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。次回からは自席にてお問い合わせいたします。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

高木議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のありました新しい東庄のための質問要旨1、行政改革について、お答えをいたします。

町議会では、議会改革の一環として、東庄町議会に関するアンケート調査を実施され、結果報告をまとめられたとのことで、大変、ご苦労さまでございました。執行部でも拝見をさせていただきました。

議員のご質問にありましたが、アンケート結果によると、あなたの意見や町民の意見が町議会に反映されていると思いますかの問いに対して、反映されていないが11%、あまり反映されていないが29%で、合わせて40%の結果となりました。なお、ある程度反映されているが47%、反映されているが3%、合わせて50%であることから、半数の方は町議会に町民の意見が概ね反映されているという考えをお持ちではないかと思えます。

議員のご質問の中で、行政が厳しく評価されているとのご指摘がありましたが、このアンケートは議会活動や議員活動に関するアンケート調査でありますので、直接的に行政に対する評価ではないものと理解をしております。しかしながら、行政は常に町民の皆様から厳しい目を向けられており、絶えずより良い方向に改革を進める姿勢が必要であると思えますので、その認識に立って議員のご質問にお答えいたします。

行政運営を行う上で、民意を汲み取り、反映させることは、民主主義の基本であり、誠に重要なことであると認識しております。そこで、町民の声を町政に反映させるための町の取組をお答えいたします。

平成24年から町内34地区の区長さんに自治会の代表として参加をいただく行政協力員まちづくり会議を年3回開催しております。行政協力員まちづくり会議では、住民の視点から町政に対するご意見、ご要望をいただき、その都度、対応しているところでございます。

また、まちづくりへの町民参加を推進するため、町への提言、意見を受け付けております。年2回、町広報誌で周知しており、町ホームページやお手紙などで年間40件ほどいただいております。

その他、住民アンケートですが、令和2年度に第6次東庄町総合計画後期基本計画、令和4年度から令和8年度になりますが、を策定するため、アンケートを実施しました。今後のまちづくりの特色や町民のニーズを把握するための基礎資料としております。

また、子育てや福祉関係の個別計画を策定する際にも住民アンケートを行ったり、パブリック・コメントを実施しております。

以上が主な町の取組となります。まちづくりにおいては、より多くの方の意見に耳を傾け、反映していくことが重要であると考えます。今後も議会及び執行部、双方において町民の声が町政に反映されるように進めてまいりたいと考えますので、議員各位のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、教育委員会からは、質問事項1、新しい東庄のための質問要旨2、教育改革についてお答えします。

次代を担う人材を育てる上で、教師の働き方改革が問題視される中で、教育委員会としては、教師が一人一人の児童生徒とどれだけ向き合う時間を持つことが出来るかが重要と考えております。そこで、教職員の働き方改革を現在進めているところであります。

具体的には、教諭ではなくても処理出来る事務的なものを業務として行うスクールサポートスタッフを配置しております。また、日々の部活動の指導においては、今年度、部活動指導員として2名の外部の人員を雇い、教員の負担軽減を図っているところで、今後も充実を図ってまいりたいと考えております。

このような改革を進めることで結果的には教職員の業務負担を軽減し、心に余裕を持たせることにより、子供達一人一人と向き合う時間を増やし、更に個に寄り添った指導が出来るような取組を行ってまいりたいと思います。

また、教室での授業の進め方ですが、情報化社会に生きる子供達にとって、今後は更にICT教育に力を注いでいきたいと考えております。令和2年度に小中学校に電子黒板と一人1台のタブレット端末を導入しましたので、今年度はICT支援員を雇い、教員がこれらの機器を使い、どのように効率的に授業を展開していくのか、更に家庭でのリモート授業を含めて研修しているところです。

ICT教育を通して、東庄町の学校で学んだ子供達が豊かな創造性を身につけ、持続可能な社会の担い手として、社会の形成に参画出来るための資質、能力を確実に育成してまいりたいと思います。

教育委員会からは以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

農業委員会事務局長（農政担当課長）、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

それでは、高木議員の質問事項1、質問要旨3の農業改革について、町の考えをお答えいたします。

議員が言われるように、現在、農業は耕作放棄地の増加や後継者不足など、様々な問題を抱えております。これらの問題には真剣に取り組まなければならないと考えております。

現在、町では、それぞれの集落、地域によって十分な話し合いを行い、集落、地域の未来の設計図となる人・農地プランを作成、策定しております。人・農地プランとは、高齢化や農業の担い手不足が心配される中、地域や集落の話し合いに基づき、5年後、10年後までに地域内の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる担い手農業者、当該地域における農業の在り方などを明確化するものでございます。

人・農地プランを実質化いたしますと、後継者のいない農家の方は、将来、自分の農地を引き受けてくれる担い手が明確になり、安心して農業を行うことが出来ます。

中心経営体となる担い手農家の方は、経営規模の拡大、農地集約による効率的な経営が可能となります。所得も増加し、農業が魅力的な職業になると思われれます。

地域の担い手や、担い手が引き受ける意向のある面積を明確にして、担い手、地権者が地域の現状、将来を認識していくことが出来ます。

農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります、地域の話合いが重要であると考えます。人・農地プランの取組を通じ、町の農業改革を進めてまいりたいと考えております。

また、農業改革を進めるに当たっては、地域の皆様の協力が必要であります。農業委員会、農業協同組合、土地改良区など、地域のコーディネーター役を担う組織と連携し、進めてまいりたいと考えております。

議員各位におかれましても、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

それでは、質問事項2、公園の役割について、質問要旨1、生物多様性の保全について、お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、自然界においては、全ての動植物の共生によって自然環境はバランスが保たれていると思っておりますので、その自然環境から学ぶものはたくさんあると思っております。

人の手が加えられていない自然のままの場所や、人が造った公園においても、そこに生息する動植物を観察し、触れ合うことで子供達も感受性を豊かにするなどの利点があると考えております。

続きまして、質問要旨2の自然から学ぶ教育現場につきまして、お答えします。

一昨年、東庄町公民館で利根川下流部自然再生シンポジウムがあり、東庄中学校の生徒が参加しました。それを受けまして、昨年、神栖市の矢田部公民館で行われ

た同シンポジウムでは東庄中学校の生徒が東庄町を知ろう、20年後の東庄町づくりと題しまして、パネル発表を行いました。その発表の中身は、自分達に今出来ることとして、豊かな自然を後世につなげていきたい、利根川の魅力をたくさんの人に伝えていきたいとの発表が行われました。

今年は、夏休み中に総合的な学習の中で、河川財団に指導を受け、コジュリンやオオセッカの自然観察会を行い、今後は投網を使ってワンドの生き物の研究を行っていく予定だとの内容を聞いております。

子供達の中でも自然と共存出来る社会をつくれるように自然環境を通していろいろなことを学ぶという風潮が生まれています。今後とも、このような取組を続けていくことが必要であると考えます。

教育委員会としては以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、一問一答でお願いします。

強い農業を目指す時、土地基盤整備は必須要件ですが、耕作していない土地所有者にとっては、高額な経費負担となり、賛同していただけないのが現状です。この現状を打開するために、町はどのように考えているのでしょうか。お伺いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

農業委員会事務局長（農政担当課長）、堀江弘之君。

農業委員会事務局長（農政担当課長）（堀江弘之君）

それでは、土地基盤整備についてお答えをいたします。

農地の基盤整備につきましては、農地の集積、集約化を進める上では重要な施策の一つでございます。基盤整備事業を進めるには、議員のご質問にありますように、地元からの理解を得ることが難しい課題となっております。

先程申し上げました人・農地プランの話合いの中で、基盤整備事業を併せて活用し、地域内の担い手にも効果的な農地集積が実現した他の自治体の事例もございます。

地域の座談会等を通じまして、地域の農地を将来にわたり守っていく意識を醸成

し、合意形成が出来た事例でございますが、このような事例も参考にしたいと考えております。

また、農地中間管理機構を活用した集積事業による補助金等を活用し、地元負担を軽減する手法等も検討してまいります。

いずれにしても、事業を進めるためには、土地改良区や耕作者、土地の所有者、農業委員会、農協、農業事務所など、関係者、関係機関と十分に調整して進めてまいりますと考えています。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

それでは、公園の役割について。

公園は、教育現場として必要なものでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

緑豊かな公園や利根川河川敷などの自然の景観は人の心を癒す空間として、また、そこに生息する昆虫や植物などとの触れ合いが、共生の意味を知る良い機会と捉えることが出来るので、必要なものであると教育委員会としては考えます。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

教育現場として、一つの教育現場として、公園に求めるものは何でしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

教育現場として公園に求めることということになりますと、管理が行き届きまして、安全であること、そして十分に自然を感じられるところであることだと思います。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

子供達が県民の森には何度も訪れているようですが、町が管理するふれあい公園には、ここ数年間で何度訪れているのでしょうか。お伺いします。

議長（山崎ひろみ君）

教育課長、多田克己君。

教育課長（多田克己君）

小学校、中学校に確認しましたところ、ふれあい公園、神代のふれあい公園ということですね、こちらの方には昨年度については行っていないという形を伺っております。

また、このコロナ禍の中で、外出が制限されている中で、近隣の公園等については下りて散策という形があります。また、教育委員会としましては、植物、公園の整備を通しまして、東庄町には、東庄県民の森があります。県民の森は、草木はもちろん、夏目の堰もあり、遊歩道等も整備されています。学校においては、多くの児童生徒を引率する上で、安全に様々な自然と触れ合える絶好の場所として、小さな公園よりも東庄県民の森を選択しているとの回答を受けております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

今の答弁では、県民の森は広くて、いろいろな自然があると、安全であるということですが、ふれあい公園も、やっぱりそのように再生して、安全で子供達の教育の現場としてなるような公園づくり、これは是非やってもらいたいと思います。

要約すれば、県民の森よりふれあい公園はちょっと安全上、問題があるということなのでしょう。前回の6月定例会の一般質問で、ふれあい公園の再生計画について、専門家のコンサルタント等に委託を検討する必要があるとの答弁をいただきました。

また、子供達の環境学習の最適な場となりますとも言っていました。ふれあい公園の再生に当たっては、より良い教育現場の一つになるよう、教育委員会の

ご協力を切にお願いして、一般質問を終わります。

それで最後に要望を1点、申し上げます。

強い農業を目指すとき、土地基盤整備は必須条件で、耕作していない土地所有者にとっては、高額な経費負担となり、賛同していただけないのが現状です。この現状は打開して土地基盤整備は進めていってほしい。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6、特別委員会調査報告、東庄町議会改革に関する調査研究についてを議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、城之内一男君。

10番（城之内一男君）

それでは、議会改革特別委員会調査報告を申し上げます。

東庄町議会は、町民より信頼され、開かれた議会を目指し、調査研究を行うため、令和2年3月定例会において、第2次となる議会改革特別委員会を設置しました。

継続調査をしてまいりました東庄町議会改革に関する調査研究について、その経過と結果を申し上げます。

令和2年3月13日の特別委員会設置以来、計8回の委員会を開催し、種々の観点から鋭意検討を重ね、令和3年8月20日開催の第9回委員会で結論を得ることが出来ました。

初めに、多くの町民から町議会に対しての意見等を伺い、その意見を反映させることを目的に令和3年5月に東庄町議会に関するアンケート調査を18歳以上の町民から1,000人を対象にアンケート調査を実施しました。アンケート調査では、408人、回答率41%の回答がありました。議会への評価としましては、評価する・ある程度評価するが64%と半数以上となりましたが、望むべき要望として、町民と対話がない51%、町民の声を行政に反映させる仕組み28%、懇談会・報告会等の実施23%と高い数値となっております。

よって、報告会等の実施については、今後の検討課題と位置づけます。

また、町民の議会活動等の情報入手が議会だより75%と半分以上を占めており

ます。現在、議会広報編集委員会を組織して作成に当たっておりますが、体制や活動についても強化していくべきであると考えます。

調査結果につきましては、12月議会日より、及びホームページで公表の予定です。

また、議会関係以外のご意見、ご要望等につきましては町当局へ提出を行いました。

次に、議員の政治倫理に関する規定等の整備について、調査研究を行い、町民に開かれた信頼出来る議会の実現のため、倫理規定整備についても議論されましたが、今後の検討課題と位置づけます。

次に、タブレット端末導入、インターネットを利用した議会のライブ配信などICTの推進などの取組についても今後検討していくべき事項であるとの確認を行いました。

当委員会としては、一定の結論を出したわけではあります、議会改革には、到達点はありません。引き続き議会活性化に向けて、更に議論を深めていかなければならないことを申し上げて、特別委員会の報告といたします。

議長（山崎ひろみ君）

これから委員長報告に関する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、以上の報告をもって調査を終了することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、東庄町議会改革に関する調査研究については、これを終了することに決定しました。

日程第7、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

ここで選挙管理委員会議員及び補充員の指名表を配付するため、暫時休憩します。そのまましばらくお待ちください。指名表を配付願います。

(午前11時44分 休憩)

(午前11時45分 再開)

議長 (山崎ひろみ君)

会議を再開します。

初めに、選挙管理委員会議員を指名します。東庄町大久保598番地、堀江博君、東庄町笹川い5550番地、林正憲君、東庄町羽計1628番地1、高木健君、東庄町小南1344番地、鈴木良雄君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました堀江博君、林正憲君、高木健君、鈴木良雄君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選しました。

続いて、補充員を指名します。なお、指名は補充員の順番により指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

指名します。第1位順位、東庄町東今泉883番地、青柳清一君、第2順位、東庄町夏目2096番地、飯田俊男君、第3順位、東庄町笹川い4753番地、石毛綾子君、第4順位、東庄町舟戸520番地、渡邊幸江君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました第1位順位、青柳清一君、第2順位、飯田俊男君、第3順位、石毛綾子君、第4順位、渡邊幸江君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選しました。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時ちょうどとします。ご苦労さまでした。

(午前11時48分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

議長(山崎ひろみ君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、同意第2号、教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

この度、小林衛治教育委員が9月30日で任期満了となるため、後任に秋元悦子さんを任命いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

秋元さんは、本郷地区にお住まいで、現在61歳です。保育士免許、幼稚園教諭免許を取得されており、40年近く県内の保育園に勤務をされてきました。幼児教

育、幼児保育の現場経験や女性の視点から、教育行政にご意見をいただけるものと考え、教育委員に適任であると思われます。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第2号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第2号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第2号は同意することに決定しました。

日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東庄町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第3号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案件は、令和3年度一般会計補正予算（第2号）の専決処分について承認を求めらるもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業について、65歳以上の高齢者の接種を早急に実施するため、予算を編成したものであります。

補正内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,201万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億1,355万1,000円としております。

議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、6月21日に専決処分とさせていただきましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一朗君。

総務課長（向後喜一朗君）

承認第3号、専決処分の承認を求めることについての内容をご説明申し上げます。

令和3年度東庄町一般会計補正予算（第2号）につきまして、6月21日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

先程、町長の提案理由にもありましたとおり、65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種事業について、早期に実施するための費用を計上したものととなります。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の9ページをお願いいたします。

4款1項2目・衛生費、保健衛生費、予防費の3節時間外勤務手当70万円、ワクチン接種事業に従事する職員の時間外勤務手当でございます。

7節・新型コロナウイルスワクチン接種等謝金410万円及び8節・費用弁償32万円、ワクチン接種をする医師、看護師などに対する謝金及び費用弁償です。

12節・コールセンター委託料（増設分）331万1,000円、コールセンターの電話がつながりづらく、予約が困難となったことから、コールセンターの本数を増設したものととなります。

同節・新型コロナウイルスワクチン接種会場運営委託料108万5,000円、ワクチン接種の集団接種会場の運営委託となります。

18節・新型コロナウイルスワクチン接種協力金250万円、ワクチン接種の早期実施に協力いただく町内医療機関に対して協力金を交付するものととなります。

次に、歳入について申し上げます。議案書の8ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金では、交付決定のあった1,044万2,000円を計上し、歳入が歳出に不足する157万4,000円については、前年度繰越金で補うこととなります。

以上で専決処分による一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（令和3年度東庄町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第10、議案第26号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第26号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和4年1月に開始予定のコンビニ交付につきまして、交付対象に印鑑登録証明が含まれていることに伴い、東庄町印鑑条例の一部を改正する必要が出てきたことから、改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第26号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページの東庄町印鑑条例新旧対照表をご覧ください。

第4条の規定の1行目の改正は、この規定の前、または後ろにある条、項、号等を指示する場合には、その指示する条等の条名等を用いなくて、前条、または次条を用いて表現することから、文言を改めるものでございます。

また、2行目の提示につきましては、漢字の修正になります。

第13条第2項は、新たに加わる項で、町長の提案理由にございましたように、令和4年1月にコンビニ交付サービスを開始するに当たり、マイナンバーカードを利用して印鑑登録証明書を交付することが出来る旨を条例に規定するものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。

附則で、この条例の施行期日をコンビニ交付サービス開始予定の令和4年1月13日からとするものでございます。

なお、本町では、コンビニ交付で取り扱う証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書の4種類でございます。

また、利用時間につきましては、午前6時30分から午後11時を予定しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第26号、東庄町印鑑条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第27号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第27号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が令和3年5月19日に改正されたことに伴い、関係する条例の所要の改正を

行うものでございます。

また、手数料の免除についても、県内自治体の条例を参考に改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第27号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の内容について、ご説明を申し上げます。

議案書15ページをご覧ください。

まず、第4条の手数料の免除の改正でございますが、第1項第4号では、公的年金受給者が年金受給に関する証明を申請したとき手数料が免除出来ると規定されております。今回の改正では、年金受給権者に対し、明確な免除要件を定めることを目的に改正を行うものでございます。

次に、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されると共に、地方公共団体情報システム機構は、個人番号カードの発行にかかる手数料を徴することが出来、当該手数料の徴収の事務について地方公共団体情報システム機構から市町村長に委託出来る旨の規定が新設されました。

これらの規定の施行期日は、令和3年9月1日となります。

9月1日以降も個人番号カードの再交付を行う際に、町が再交付手数料を徴収する事務を行うことに変わりはありませんが、8月31日までは手数料徴収条例を根拠に徴収いたしますが、9月1日以降は、地方公共団体情報システム機構との委託契約を根拠に徴収することになります。

恐れ入りますが、参考資料2ページの東庄町手数料徴収条例新旧対照表をご覧ください。

従いまして、9月1日以降は、条例において再交付手数料を定めておく必要がな

いことから、別表中の個人番号カード再交付手数料にかかる規定について削除する
ものでございます。

恐れ入りますが、議案書の15ページをお願いいたします。

附則についてでございますが、この条例は、公布の日から施行し、この条例によ
る改正後の別表の規定は、令和3年9月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することにつ
いてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第28号、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第28号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルスワクチン予防接種により健康被害が被接種者より提出された場合に備え、東庄町予防接種健康被害調査委員会の設置に伴い、委員報酬について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、原案のとおり可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、議案第28号、特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容をご説明申し上げます。

本条例は、各種協議会及び委員会等の委員の報酬額等を定めたものでございます。東庄町予防接種健康被害調査委員会は、町が行う予防接種により健康被害が発生した場合において、当該健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置するもので、昭和58年に条例を制定しておりますが、今までに一度も調査委員会を設置したことはありません。

今般、新型コロナウイルスワクチン予防接種により、副反応による健康被害が被接種者より提出される可能性もあることから、東庄町予防接種健康被害調査委員会を設置するものであります。

今回の改正は、町長の提案理由にございましたように、東庄町予防接種健康被害調査委員会の設置に伴い、委員報酬を改正するものであります。

恐れ入りますが、参考資料3ページの特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表をご覧くださいと思います。

別表1は、各種協議会及び委員会等の報酬額を定めたもので、新たに予防接種健康被害調査委員会の委員の報酬額を加えるものでございます。

当該委員会は、医学的見地から調査を行うもので、委員全てが医師という専門職であるとのことから、町が設置する他の委員会と同様に報酬額を2万2,000円

以内で町長が定める額とするのでございます。

続きまして、議案書17ページをお願いいたします。

附則についてですが、公布の日から施行することを規定するものでございます。

以上で特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

近隣市町村の条例を確認させていただきました。その状況を確認したところ、多古町は7,700円、銚子市2万2,000円、香取市6,000円、旭市2万3,000円。金額の高い、安いではなく、東庄のように「以内で町長が定める額」という記載は、その他の委員会報酬を見ましても、そのような表現はありませんでした。金額をはっきりと明記せず、町長が定める額とした記載の根拠について伺わせていただきます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表の中で、他の委員会においても同様の記載があります。例えば、情報公開個人情報保護審査会などがそのような記載になっているかと思えます。これは、委員の中に弁護士や医師など、国家資格を有する方が入る場合があります。通常の町民の方の場合とそういった方々の報酬を同一とすることがなかなか難しいということから、上限を定め、その中で町長が定めるという、そういう趣旨で規定したものでございます。

今回の予防接種健康被害調査委員会もそういった医師、国家資格を持つ先生が入ることになりますので、先程申し上げました情報公開審査会などの委員さんと同じような規定の仕方をしているものでございます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

8番、花香孝彦君。

8番（花香孝彦君）

今回は、コロナ禍ということで、状況的には理解させていただきます。報酬を高く設定しなければならない方がいるということも、もちろん理解しております。ただ、第三者が見た場合に、この表現では誤解を招きかねない記載と考えています。先程も説明いたしましたとおり、他の自治体では金額をはっきりと明記しております。また、その他、見させていただきましたところ、2段で表記しているところもございました。そういう状況などから考えますと、県や他の自治体などの状況をよく確認していただいて、法的な角度から給与、報酬という考えという見方からして、記載の仕方についても一度考えていただけないかと思います。よろしく願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

総務長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

ご指摘の趣旨を踏まえ、検討してまいります。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

この委員の数は何名なのでしょう。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

委員の人数は医師5名になります。1名は保健所長、その他3名は地元医師会、香取郡市の医師会から専門医を紹介して、推薦をさせていただいております。もう1名は、専門医師ということで、コロナウイルスの専門というところになりますと、なかなかこちらでも心当たりがないところがありまして、県の方に推薦をお願いしまして、千葉大のウイルス学の教授をお願いいたしております。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

よろしいですか。

他に質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第28号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第29号、東庄ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長 (山崎ひろみ君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長 (岩田利雄君)

それでは、議案第29号、東庄ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、提案理由を申し上げます。

この改正は、企業版ふるさと納税の寄附を受け入れるためには地域再生法に基づき認定された地域再生計画に資する事業を用途として寄附をいただく必要があるた

め、東庄ふるさと応援基金条例を改正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

議案第29号、東庄ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を制定することについて、内容のご説明を申し上げます。

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みでございます。

当町でも企業からのふるさと納税について受入れが出来るよう、地域再生法に基づく地域再生計画として東庄町まち・ひと・しごと創生推進計画を作成し、8月20日付で認定を受けました。

企業から寄附を受け入れる場合には、この計画に資する事業を使用用途として寄附をいただく必要があるため、今回、東庄ふるさと応援基金条例を改正するものでございます。

それでは、改正内容を新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料の4ページをお願いいたします。

第7条において、基金を財源とする事業の区分を追加いたしまして、第5号を繰下げ、第5号として東庄町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を追加するものでございます。

以上で東庄ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ただいまの説明の中で、法人からの寄附だということを聞きましたけれども、法人に対しては返礼品をやるんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

企業版ふるさと納税については、返礼品はないと考えております。

9番（大網正敏君）

分かりました。

議長（山崎ひろみ君）

他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。議案第29号、東庄ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第30号、令和3年度東庄町一般会計補正予算（第3号）から日程第19、議案第35号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）まで、以上6案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（山崎ひろみ君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第30号から第35号まで、一般会計及び特別会計3件並びに企業会計2件の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第30号、令和3年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,111万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億9,466万5,000円とするものでございます。

この他、第2条、繰越明許費で翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めております。

また、第3条では、債務負担行為について規定をしております。

次に、主な補正内容でございますが、まず、総務関係では、定年延長制度及び個人情報保護法の改正に対応するため、経費を新規で計上いたしました。

次に、衛生関係では、新型コロナウイルスワクチン接種に関わる費用を増額補正しております。

次に、農林水産事業関係では、新規需要米及び飼料用米等拡大支援事業に対する補助金の増額補正をしております。

次に、商工関係では、プレミアム付商品券を発行するための費用を新規で計上しております。

次に、土木関係では、設計業務委託料の増額補正をしております。

次に、教育関係ですが、公民館神代分館への水道引込み工事について、新規で計上しております。

その他、4月の人事異動に伴う人件費等についても補正しております。

歳入につきましては、歳出に伴う国・県補助金、プレミアム付商品券の発行による販売代金、財政調整基金の取崩しを補正し、歳入歳出に不足する部分につきましては繰越金を補正しております。

続いて、議案第31号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ450万9,000円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,132万4,000円にするものでございます。

この補正につきましては、職員の人事異動に伴う人件費の減額並びに高額療養費支給システム改修費及び国民健康保険団体連合会負担金を盛り込むものであります。

続いて、議案第32号、令和3年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,296万円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出において人件費の増額補正とするものでございます。

続いて、議案第33号、令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,613万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,518万8,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出で5款・諸支出金におきまして、過年度分の介護給付金等の精算による国庫支出金の返還及び一般会計の繰出金を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

続いて、議案第34号、令和3年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

この補正は、予算第3条に掲げた収益的支出の補正でございます。事業費用の総経費に32万6,000円を追加いたしました。事業費用総額で4億2,098万8,000円にするものであります。

この補正につきましては、職員の異動等に伴う人件費で増額補正をするものであります。

また、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費につきましては、職員給与費を27万8,000円増額し、2,531万3,000円とするものであります。

続いて、議案第35号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予

算（第1号）の提案理由を申し上げます。

予算第3条に定めた収益的収入の補正でございます。病院企業収益の医業外収益を425万円増額いたしまして、医業外収益を1億7,729万6,000円にするものであります。内容につきましては、病院の清掃業務等に対し、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、国より交付される補助金の収入を補正するものでございます。

以上、議案第30号から議案第35号までの提案理由を申し上げます。

詳細につきましては担当課長、事務長から説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は午後2時ちょうどとします。

（午後 1時51分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

議長（山崎ひろみ君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明を続けます。

総務課長、向後喜一郎君。

総務課長（向後喜一郎君）

それでは、令和3年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の内容について、ご説明させていただきます。

歳出予算から申し上げますので、議案書の28ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもありましたとおり、4月の職員人事異動などに伴う人件費の補正を関係科目で行っております。これは1款の議会費を初めとする各款において、1節の報酬、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、18節の総合事務組合負担金に計上しております。

1節・報酬及び2節・給料の合計でマイナス400万1,000円、3節・職員手当等でプラス90万円、4節・共済費でプラス237万8,000円、18節・負担金等でマイナス30万1,000円、総額で102万4,000円の減となっております。

減額の主な要因は、職員の新陳代謝によるものとなっております。

なお、以降は人件費以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費の12節・定年延長制度対応例規整備支援業務委託88万円、地方公務員の定年延長にかかる地方公務員法改正法の施行に伴い、町例規の改正等が必要になり、支援などを委託するものです。

同節・個人情報保護法改正対応例規整備等支援業務委託198万円、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報保護に関する法律の施行に伴い、関係例規の整備などが必要になるため支援を委託するものです。

29ページをお願いいたします。

3款・民生費、1項1目・社会福祉費、社会福祉総務費、30ページに移りまして、22節の3件、障害者医療費国庫負担金返還金44万1,000円、障害児入所給付費等国庫負担金返還金56万2,000円、千葉県低所得者保険料軽減負担金返還金1万6,000円は、昨年度の精算で返還するものとなります。

同目の27節・国民健康保険特別会計繰出金（職員給与費等分）マイナス454万1,000円、職員異動による減額分及びシステム改修分などとなります。

同節の訪問看護ステーション特別会計繰出金5万2,000円、共済負担金等の改正により増額するものとなります。同節の介護保険特別会計繰出金（職員給与費等分）59万4,000円及び（地域支援事業分）マイナス68万8,000円、職員異動による補正となります。

介護保険特別会計繰出金（低所得者保険料軽減分）過年度分45万9,000円は、前年度の精算分となります。

次に、2項・児童福祉費、31ページに移りまして、4目・児童福祉施設費の10節・消耗品費5万円及び17節・施設用備品購入費25万円、町児童館の感染症対策に必要な消毒液などの消耗品や備品を購入するものですが、財源として2分の1が国庫補助金として歳入となります。

18節・保育環境改善等事業補助金130万円、各保育園に対する感染症対策の補助金ですが、こちらも財源として2分の1が国庫補助金として歳入となります。

続きまして4款・衛生費、1項・保健衛生費、32ページに移りまして、2目・予防費、合計816万5,000円、新型コロナウイルスワクチン接種に係る増額補正で、財源は全額国庫補助金となります。

3目・環境衛生費の18節住宅用省エネルギー設備設置補助金700万円。定置用リチウムイオンの蓄電システム設置に対する補助金について、当初予算で見込んでいた件数より申請件数が増加しているため増額補正するものとなります。

5款・農林水産業費、1項・農業費、33ページに移りまして、5目・農地費の18節・土地改良施設維持管理適正化事業補助金34万1,000円、桁沼土地改良区に対する補助金で第2機場用水管整備補修工事に対する補助金となります。

同節の土地改良施設維持管理改修事業補助金72万7,000円、窪野谷土地改良区の揚水ポンプの老朽化による更新及び桁沼土地改良区の水中ポンプの取替え工事等に対する補助金となります。

6目・水田農業構造改革対策推進費の18節・新規需要米等補助金1,881万6,000円、当初予算で見込んでいた面積より大幅に申請面積が増加していることにより、増額補正するものとなります。

同節・飼料用米等拡大支援事業補助金1,494万3,000円、当初予算と比較し、補助単価の変更や申請面積が大幅に増加したことによる増額補正でございますが、こちらは財源が全額県補助金となっております。

次に6款・商工費、1項・商工費、次の34ページに移りまして、2目・商工振興費の合計2億1,864万円、プレミアム付商品券の発行にかかる費用となります。町内の消費喚起、町経済の活性化及び生活支援の一環として1万5,000円分使用出来る商品券を1万円で販売するもので、住民1人1セットの販売を予定しております。商品券販売金額1億4,000万円を差し引いた7,864万円が一般財源となります。

次に、7款・土木費、2項2目・道路橋梁費、道路橋梁維持費の12節・設計業務委託料825万円、町道4111号線、小南東開地先の設計業務委託ですが、道路を横断する排水施設、ボックスカルバート上の陥没があり、現況では応急復旧をしています。本復旧として既存のボックスカルバートの布設替が必要となるため、詳細設計を行うものと、国の指針の変更により橋梁長寿命化修繕計画に修正業務が生じたものがございます。

35ページに移りまして、9款・教育費、2項・小学校費、1目・学校管理費、10節・消耗品費122万9,000円、コロナ対策として必要な消毒液などの消耗品を購入するものとなります。こちらの財源は、2分の1が国庫補助金となります。

13節・自動車借上料127万9,000円、コロナ対策として修学旅行及び遠足のバスの増便をするための費用となります。

2目・教育振興費、17節・教材用備品37万4,000円。コロナ対策として密を避けるためのパソコンや飛沫飛散防止を考慮した楽器機材としてデジタルキーボードを購入するものでございます。こちらの財源は2分の1が国庫支出金となります。

3項・中学校費、1目・学校管理費の10節・消耗品費91万4,000円、小学校費と同様、コロナ対策として必要な消耗品を購入するものでございます。こちら財源の2分の1が国庫補助金となります。

13節・自動車借上料29万4,000円、小学校費と同様、コロナ対策として修学旅行及び遠足のバスの増便をするための費用となります。

2目・教育振興費、17節・教材用備品費28万6,000円、コロナ対策として飛沫飛散防止を考慮した楽器でありますクラシックギター、ギタースタンドを購入するものでございます。こちらの財源は2分の1が国庫支出金となります。

4項1目・幼稚園費、36ページに移りまして、13節・自動車借上料9万5,000円、コロナ対策として遠足のバスを増便するものとなります。

5項・社会教育費、2目・公民館費の11節・水道加入料11万円及び14節・施設維持補修工事費171万5,000円、旧神代小学校の貸出しによる工事に伴い、公民館神代分館への水道を新たに敷き直す必要があり、この工事及び加入料となります。

4目・文化財保護費の10節・印刷製本費40万8,000円、東氏が現在の郡上市に移り住んで800年、古今伝授550年に合わせ、東常縁の歌集の複製本を300冊発行するものでございます。

次に、歳入について申し上げます。お手数ですが、議案書の27ページをお願いいたします。

15款・国庫支出金、1項1目5節・国庫負担金、民生費国庫負担金、介護保険

国庫負担金 20万7,000円、低所得者保険料軽減国庫負担金の前年度の精算分となります。

2項・国庫補助金、2目2節・民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の保育対策総合支援事業費補助金80万円、歳出補正の民生費で申しあげました児童福祉施設費に対する補助金となります。

3目2節・衛生費国庫補助金、予防費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金816万5,000円、歳出補正の衛生費で申しあげました新型コロナウイルスワクチン接種事業に対する補助金となります。

5目1節・教育費国庫補助金、教育費補助金の公立学校情報機器整備費補助金117万7,000円、当初予算の歳出で見込んでおりましたICT支援業務委託につきまして、国庫補助金の対象となりましたので、新規で計上するものとなります。

同節・学校保健特別対策事業費補助金140万円、歳出補正の教育費で申しあげました小中学校の感染症対策に対する補助金となります。

16款・県支出金、2項4目3節・県補助金、農林水産業費県補助金、水田農業構造改革対策推進費補助金の飼料用米等拡大支援事業補助金1,494万3,000円、歳出補正の農林水産業費で申しあげました同事業に対する県の補助金でございます。

19款・繰入金、1項3目1節・特別会計繰入金、介護保険特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金過年度分1,894万1,000円、介護保険特別会計繰入金の前年度精算分となります。

2項3目1節・財政調整基金繰入金5,000万円、プレミアム付商品券の発行にかかる経費について、販売代金を差し引いた一般財源の一部を取り崩すものとなります。

一つ飛ばしまして、21款・諸収入、5項3目5節・雑入のプレミアム付商品券販売金1億4,000万円、プレミアム付商品券の販売代金となります。

最後に、歳入が歳出に不足する4,548万1,000円につきまして、20款・繰越金の前年度繰越金を増額するものでございます。

続いて、第2条の繰越明許費ですが、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費を定めるものでございます。

24ページの第2表をお願いいたします。

7款・土木費、2項・道路橋梁費の軌道横断工事委託料1,600万円、委託先で、まずJRの都合により工事が令和3年度中に完了することが困難とのことで繰り越すものとなります。

次に、第3条の債務負担行為でございます。25ページの第3項をお願いいたします。戸籍システムリプレイス事業ですが、令和4年度から8年度まで、合計4,145万5,000円、債務負担行為を設定するものでございます。こちらは令和4年3月に現在の戸籍システムの賃貸借契約が終了することに伴い、機器の更新をするものですが、システムの更新保守使用料について令和4年4月から令和9年3月までの5年間の複数年契約を予定しているため、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で一般会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

それでは、議案第31号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、内容のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の45ページをご覧ください。

初めに、歳出でございます。

1款1項1目・一般管理費のうち2節、3節、4節、18節は職員3名の人件費であり、4月の人事異動を反映させたことによる増減額を補正するものでございます。

12節の高額療養費支給システム改修委託料19万8,000円は、高額療養費支給申請手続きの簡素化に電算システムを対応させるための改修費用でございます。これは令和3年3月に施行された国の法令改正で、町規則に別段の定めをすれば申請手続きの簡素化を図ることが出来ることとされたもので、本町では住民サービスの向上を図るため、直ちに改正規則を施行し、この4月から手続きにかかる簡素化を実施していることを受けてのシステム改修でございます。

1款1項2目18節・国民健康保険団体連合会負担金3万2,000円は、令和3年4月末現在の被保険者数を基に積算される事務費負担金について、当初、予算

計上に生じた不足分を増額するものでございます。

5款3項1目・保健指導事業費の2節、3節、4節、18節は、保健センター勤務職員3名の人件費であり、1款の人件費と同様の理由でございます。

続きまして、歳入でございます。議案書の44ページをご覧ください。

7款1項1目3節・職員給与費等繰入金マイナス454万1,000円は、歳出における人件費等の増減額と連動して、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

8款1項1目1節・前年度繰越金3万2,000円は、国民健康保険団体連合会負担金の増額に伴い、その不足額を補うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

健康福祉課長、池田聡子君。

健康福祉課長（池田聡子君）

それでは、議案第32号、令和3年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の53ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費5万2,000円の増額補正は、1項1目・一般管理費で共済組合負担金及び総合事務組合負担金の率の改定等による人件費について補正をするものでございます。

以上の結果、歳出補正額は5万2,000円の増額、歳出合計で2,296万円となります。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。52ページをお願いいたします。

2款・繰入金5万2,000円の増額については、歳出補正で計上した人件費等について一般会計繰入金を増額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は5万2,000円の増額、歳入合計で2,296万円となります。

以上で令和3年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

引き続きまして、議案第33号、令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、内容をご説明申し上げます。

議案書の59ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費、補正額59万4,000円は、1項1目・一般管理費で職員の異動により給料、手当、共済費等の人件費について増額補正するものでございます。

3款・地域支援事業費、補正額68万8,000円は、3項1目・包括的支援事業費で、職員の異動等による給料、手当、共済費等の人件費について減額補正するものでございます。

5款・諸支出金、補正額4,623万2,000円は、1項2目・償還金で令和2年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定、清算による国・県社会保険診療報酬支払基金への返還金として2,729万1,000円、2項1目・一般会計繰出金で令和2年度分の介護給付費及び地域支援事業費等の確定清算による一般会計への返還金として1,894万1,000円を増額補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は4,613万8,000円の増額、歳出合計で15億4,518万8,000円となります。

続きまして、歳入について、ご説明申し上げます。58ページをお願いいたします。

4款・支払基金交付金、補正額476万4,000円は、1項1目・介護給付費交付金で令和2年度清算による追加交付分として増額補正するものでございます。

7款・繰入金、補正額36万5,000円は、1項2目・地域支援事業繰入金で68万8,000円を職員の異動等による減額補正、1項3目・その他一般会計繰入金59万4,000円は、職員の異動等による増額補正、1項4目・低所得者保険料軽減繰入金45万9,000円は、令和2年度清算による追加交付として増額補正するものでございます。

8款・繰越金、補正額4,100万9,000円は、令和2年度分の介護給付費等の清算による返還金等で不足する財源について前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は4,613万8,000円の増額、歳入合計で15億4,518万8,000円となります。

以上で令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わりにします。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、議案第34号、令和3年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

令和3年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画内訳書でございます。

収益的支出について、第1款・事業費用、第1項・営業費用、4目・総係費に32万6,000円の追加し事業費用総額で4億2,098万8,000円とするものであります。

この補正につきましては、人事異動等に伴う人件費に補正するものであります。

内訳につきましては、節に記載のとおり給料22万6,000円の増、手当1万2,000円の増、法定福利費が4万円の増、負担金が4万8,000円の増となっております。

続きまして、65ページをお願いいたします。

予定キャッシュ・フロー計算書でございます。当期純利益は既決予定額2,257万7,000円から32万6,000円の減額となり、2,225万1,000円となります。

次に、66ページ下段の下から2行目、資金期首残高ですが、決算によりまして、4,108万1,000円の減額とし、10億5,483万5,000円となります。

これらを合計しますと、資金期末残高では11億810万5,000円となるものでございます。

続いて、67ページは、給与費の補正前補正後の明細書となっております。

以上で水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

病院事務長、寺嶋利和君。

病院事務長（寺嶋利和君）

それでは、議案第35号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）について、内容をご説明申し上げます。

すみません、議案書の74ページをお願いいたします。

令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算（第1号）実施計画内訳書でございます。

収益的収入の1款・病院事業収益、2項・医業外収益、3目・負担金交付金、3節・その他交付金に425万円を追加するものであります。

こちらは当初予算に計上し、委託で行っている清掃業務及び白衣等の洗濯料、それに加え寝具の賃借料に対して感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供する目的で、国より新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金が交付されるものであります。

以上で病院事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（山崎ひろみ君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

6番、佐久間義房君。

6番（佐久間義房君）

32ページの住宅用省エネルギー設備設置補助金、これ1軒当たり幾らで何軒やったんでしょうか。

議長（山崎ひろみ君）

町民課長、伊藤雅晃君。

町民課長（伊藤雅晃君）

ただいま佐久間議員から質問のありました住宅用省エネルギー設備設置補助金、こちらの補正予算の計上でございますが、対象設備のうち蓄電池は、1軒当たり20万円で35軒を見込んでおります。当初予算では18軒、360万円を計上させていただいたわけでございますが、本年度に入りまして、4ヶ月間で当初予算で見込みました18軒全てが執行してしまったという現状を踏まえまして、残りの月数を考えると4ヶ月の平均で、1ヶ月当たり4.5軒申請が上がるということで、これからの残りの期間を考慮して35軒、20万円で700万円を予算計上させてい

ただくものでございます。

以上です。

議長（山崎ひろみ君）

よろしいですか。

他に質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第30号、令和3年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、令和3年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、令和3年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算

(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、令和3年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、令和3年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、令和3年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山崎ひろみ君)

ご異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（山崎ひろみ君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。
明日の会議は定刻に参集願います。ご苦労さまでした。

（午後 2時35分 延会）